

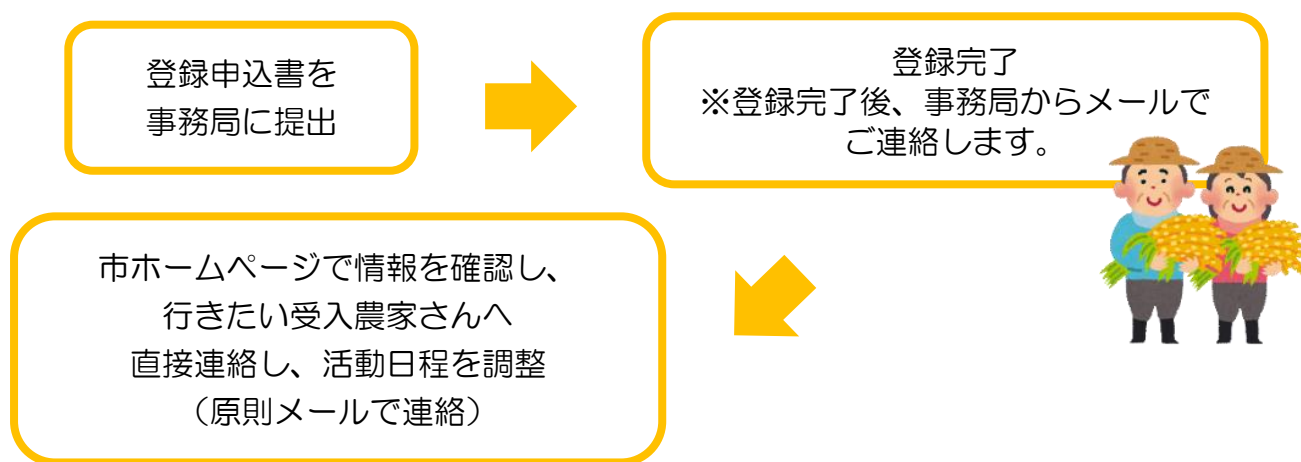
令和7年度

新潟市（サポーター事務局）からのお願い

農業サポーターの活動について（サポーター向け）

農業サポーター制度は、都市と農村の交流と相互理解を促進し、互いに恵みあう関係を築くことを等目的として行う事業です。農家さんやご家族、従業員の方の依頼に沿って、誠意をもって作業を行いましょう。また、令和5年度からは、新潟市外の方の農業サポーターとしての活動も可能とします。この制度の主旨を十分に理解し、受入農家との良好な関係づくりにご協力をお願いいたします。

1. 登録～登録後の流れ



2. 現地へ行くとき～現地にて

- ◎農業サポーターは無償のボランティアです。報償費・交通費の支払いはありません。
- ◎日程調整の際には、集合場所(住所)、集合時間、持ち物、服装等についてご確認ください。
帽子・軍手・ゴム手袋・長靴・雨具等の軽微な装備品については、ご自身で用意していただくようお願いします。
- ◎体調が優れない場合や発熱等がある場合には、無理せずお休みいただくようお願いします。
- ◎「おはようございます」「よろしくお願いします」「お疲れさまでした」「ありがとうございました」等、一緒に作業する全員で声をかけ合い、気持ちよく作業しましょう。
- ◎農作業は、自分で思っているより重労働で、無理をしまいがちです。難しいと感じたら、無理せず相談するよう心がけてください。
- ◎こまめな水分補給や適度な休憩を取り、熱中症や脱水症状には十分注意しましょう。
- ◎予定していた活動日の都合が悪くなった場合は、できるだけ早めに農家さんへご連絡ください。

3. 万が一に備えて

- ◎サポーター制度では、市民活動保険に加入しておりますが、事故や怪我のないように十分お気を付けください。万が一、事故や怪我等が発生した場合には、すみやかに受入農家から事務局(食と花の推進課：025-226-1841)まで連絡をもらってください。(平日8時30分から17時15分まで対応可能)
※対象となる活動であっても保険金が支払われない場合があります。



保険金が支払われない部分は自己責任になりますので、ご理解ください。

（保険についての詳細は別紙「令和 7 年度新潟市市民活動保険のご案内」をご覧ください。）

4. その他

- ◎サポーター活動を通して知り得た農家さんや他のサポーターさんの情報について、外部に漏らすことのないようお願いいたします。
- ◎サポーター活動はボランティアで行うものとなります。農産物等のお土産を過度に期待したり、お土産の量や頻度で農家さんを比較したりせず、交流を楽しんでください。
- ◎サポーター活動の円滑な運営に支障をきたす行為が認められた場合、サポーター登録を取り消す場合があります。ご了承ください。

